

伊丹市高齢者等位置情報通知サービス利用料助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市安全・安心見守りネットワーク事業の実施に伴い、認知症により徘徊行動又は徘徊行動のおそれのある高齢者等がまちなかミマモルメを利用する場合に、その利用に係る費用の一部を助成することにより、認知症高齢者等及びその家族等が安心して暮らすことのできる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「まちなかミマモルメ」とは、ビーコン発信器を所持している者の位置情報を市内各所に配置したビーコン受信器又はあらかじめ登録された個人の通信端末機器により把握し、当該位置情報を当該ビーコン発信器を所持している者の家族等に通知するサービスであって、株式会社ミマモルメ（以下「運営事業者」という。）により提供されるものをいう。

2 この要綱において「認知症高齢者等」とは、認知症の発症により徘徊行動又は徘徊行動のおそれのある高齢者（徘徊行動をする40歳以上65歳未満で、当該徘徊行動に係る認知症の原因が特定疾患（介護保険法第7条第3項第2項による特定疾患を含む。）の者を含む。）で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により伊丹市の住民として登録されている者（本市の住民基本台帳に記録されていない者で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第2条第3項に規定する被害者及びその同居の親族を含む。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、認知症高齢者等を主として介護している三親等以内の親族（認知症高齢者等が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合は、当該認知症高齢者等）で、まちなかミマモルメの利用登録を希望するものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、まちなかミマモルメの利用に係る次に掲げる額とする。

- (1) まちなかミマモルメの初期登録料に相当する額
- (2) まちなかミマモルメの月額利用料から運営事業者が負担する額を控除して得た額に相当する額

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認知症高齢者等の居住地域を管轄する地域包括支援センターを通じて、阪神あんしんサービスまちなかミマモルメ同意書（兼）申込書、預金口座振替依頼書自動払込利用申込書及び伊丹市高齢者等まちなかミマモルメ助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人は、本人に代わって前項の規定による申請をすることができる。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事項を公簿により確認することができる場合において、当該確認することにつき申請書の同意があるときは、これらの書類の提出を省略させることができる。

- (1) 申請に係る認知症高齢者等の住民票の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

4 第1項の申請書を受けた地域包括支援センターは、申請者（第2項の規定による申請がなされた場合にあつては、当該申請に係る本人。）が第3条に該当する者であるか面談等により確認のうえ、伊丹市高齢者等まちなかミマモルメ助成金交付申請意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）に記入し、第1項の申請書と併せて市長に送付するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、申請書等及び意見書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し交付の可否を決定し、伊丹市高齢者等まちなかミマモルメ助成金交付決定通知書（様式第3号）又は伊丹市高齢者等まちなかミマモルメ助成金不交付決定通知書（様式第4号）により通知を行うものとする。この場合において、助成金の交付の

決定がされたときは、併せて、運営事業者に対して登録通知書（様式第5号）により通知を行うものとする。

- 2 前項の規定により助成金を交付することとされた者（以下「交付決定者」という。）は、市を通じて運営事業者にまちなかミマモルメの利用申込みを行うものとする。
（助成金の交付方法）

第7条 交付決定者に対する助成金の交付は、助成する額を運営事業者に対して支払うことによって行うものとする。

- 2 前項の規定による支払いがあったときは、当該交付決定者に対し助成金の交付があったものとみなす。

（届出）

第8条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、伊丹市高齢者等まちなかミマモルメ利用料助成申請変更・終了届出（様式第6号）により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 対象者が転出または死亡したとき
- (2) まちなかミマモルメの利用を終了するとき。
- (3) 各号に掲げるもののほか、申請書の内容に変更があったとき。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) 助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡したとき。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、伊丹市高齢者等まちなかミマモルメ助成事業決定取消通知書（様式7号）により第6条の決定を受けた者に通知するものとする。

(返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査等)

第11条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、当該担当職員に、必要な事項を調査し、または報告を求めることができる。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月27日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月17日から施行する。